

平成 30 年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書 (案)

1 職員の配置

次の職員を配置する。

- 管理責任者（高齢福祉介護課長兼務） 1 名
- 保健師（支援給付担当職員兼務） 1 名
- 社会福祉士（支援給付担当職員、ケースワーカー兼務） 1 名
- 主任介護支援専門員（支援給付担当職員兼務） 1 名
- 事務員（支援給付担当職員兼務） 1 名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の 4 つの機能に関する業務を行う。

- (1) 委託型地域包括支援センターの全体調整
- (2) 地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援
- (3) 地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備
- (4) 茅ヶ崎南地区地域包括支援センター設置準備

3 委託型地域包括支援センターの全体調整

- (1) 地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針

平成 30 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター運営方針・平成 30 年度茅ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針を踏まえて、委託型地域包括支援センターの運営に関する全体調整を行う。

- (2) 委託型地域包括支援センターの事業評価の実施

①平成 29 年度の事業評価を実施する。

②平成 30 年度の事業の進捗状況の確認及び事業の推進に関する助言を行う。

- (3) 茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会

茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、原則年 6 回の会議を開催する。

- (4) 専門職部会

保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する（原則毎月 1 回）。

また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。

(5) 周知活動

市内で開催されるイベント等（春の市民まつり、市民ふれあいまつり）を通して地域包括支援センターに関する周知を行う。

(6) 避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築

関係各課や地域包括支援センターと連携協力し、避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築に取り組む。

4 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力の向上をより効果的に図っていくため、茅ヶ崎市全体で人材の育成や活用ができる仕組みを構築する。

そのため、基幹型地域包括支援センター職員が、委託型地域包括支援センターに対して適切な支援、管理等を行う。

また、地域包括支援センター職員に対して、組織力や資質の向上及び主任介護支援専門員等に対して資質の向上を目的とした研修の企画を行う。

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、地域包括支援センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成システムを活用した後方支援を実施する。

また、他地域包括支援センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、地域包括支援センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

5 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 地域ケア会議

①各地区における地域ケア会議の運営サポート

地域ケア会議等検討会議の開催の運営サポート（各地域包括支援センター1回以上）

委託型地域包括支援センターが主催する地域包括支援センターレベルにおける地域ケア会議の開催を支援する。

②茅ヶ崎市地域ケア会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の開催を行う。

茅ヶ崎市地域ケア会議の開催 2回

③自立支援及び重度化防止に資する地域ケア会議のあり方の検討

自立支援及び重度化防止等に資する地域ケア会議のあり方について、関係機関等の意見交換等を行い検討する。

(2) 医療連携

地域包括支援センター等の医療連携担当者が企画する医療機関（開業医・病院等）との連携のための研修会等の開催を支援する。

(3) 認知症初期集中支援事業

委託型地域包括支援センター職員や高齢福祉介護課職員（保健師等）と連携して、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を複数の専門職が訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活をサポートし、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【実施計画】

① 認知症作業部会の開催 3回

② チーム員会議の開催 12回

(4) 生活支援体制整備事業との連携

関係機関、関係者等と連携協力して、高齢者の生活支援体制整備事業の推進に取り組む。